岡島　信重　岡田　昌幸
鈴木　巍也　瀬尾　攝
従七位に叙する（各通）
加藤仁一郎
正八位
高野　登　滝澤　芳春
廣田忠兵衛　眞壁　治男
村社　憲一
正六位に叙する（各通）
大澤　晴美　大槻　博之
杉山　誠二　髙橋　忠男
森下　友治　吉田　利之
従六位に叙する（各通）
上原　完一　岡　博光
小泉　好里　小谷　**儛**
豊田　静男　鳥井　廣二
野口　榮一　矢野松三郎
正七位に叙する（各通）
首藤　見一　吉岡　宗應
従七位に叙する（各通）（以上十月三十一日）
（二等海佐）　西村　正之
従五位に叙する
宇田　和義　下田　正一
正六位に叙する（各通）
（財務事務官）　北口　勝康
従六位に叙する
横見　稔
正七位に叙する
小澤　明　久原　修
従七位に叙する（各通）（以上十一月一日）
菊池　英夫　中澤　一郎
正六位に叙する
谷口　正夫　伊藤　亘
従六位に叙する
半田　芳郎　中本　暁
従七位に叙する（以上十一月二日）
河村　一夫
従五位に叙する（各通）
内山　哲雄　廣田　雪三
従七位に叙する（各通）（以上十一月三日）
関　孝市
従六位に叙する

塩野　統美
高橋政之助
名田　博一
亀谷　正也
北元　喜雄
塚本　正
松枝　寅夫
川瀬　裕央
濱田　正士
渡**邉**　宗孝
尾田　美巳
嵯峨山道貫
西正　冨次
吉岡　宗應
西村　正之
久原　修
菊池　英夫
中澤　一郎
谷口　正夫
伊藤　亘
半田　芳郎
中本　暁
廣田　雪三
関　孝市

山根　成之
正七位に叙する
旭日単光章を授ける（各通）（十月二十九日）
野村　文男　酒井　**洋**
旭日小綬章を授ける
増子　善勝
旭日双光章を授ける
井本　豊　石山　仁
林　千弘　花城　清行
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
大竹　孝雄
旭日双光章を授ける
伊橋　昭治　**齋**藤　孝雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（東京医科歯科大学名誉教授）　鈴木　章夫
瑞宝重光章を授ける
龍澤　成允　袴着　実
瑞宝中綬章を授ける（各通）
北島　昭平　國井　秀明
小松　圓治　阪本　裕保
清水　英明　神野　清
芹澤　和夫　八木　庄吉
瑞宝双光章を授ける（各通）
五十嵐富彌　伊藤　弘夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十八日）
受川　正　海老沼　明
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大路　勇　幸次
久保田　博　千秋　正一
藤田　澄和　逸見　經夫
森　和美　矢野　利明
瑞宝双光章を授ける（各通）
（法務事務官）　川上　好男
江添　四郎　古市　清一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月二十九日）
田村　留男　松村　忠成
瑞宝小綬章を授ける
阿部　健治　石田　重作
漆崎　彰　大幡　融惠
萱森　修　小木**曾**庸浩
今野　鉄雄　佐々木高道
高松三代男　田村　留男
（法務事務官）　西村　敏男
三森　久夫
瑞宝双光章を授ける（各通）

佐藤　冨治　杉本　健一　田山　和雄
千**松**　博男　福田　實　山本　宗作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十日）
塩野　統美　鈴木　巍也
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大澤　晴美　大隅三千男　岡島　信重
岡田　昌幸　加藤仁一郎　亀谷　正也
高野　登　眞壁　治男　松枝　寅夫
名田　博一　嵯峨山道貫　鳥井　廣二
村社　憲一　森下　友治　吉田　利之
渡**邉**　宗孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
首藤　見一　高橋　忠男　野口　榮一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
（財務事務官）　宇田　和義
（二等海佐）　北口　勝康
西村　正之
横見　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
小澤　明　久原　修　降簱　武
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
木曽　皓　高橋　昇
谷口　正夫　中澤　一郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
青木　敏夫　伊藤　亘　菅原　正
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二日）
常國　巖　中本　暁
瑞宝双光章を授ける（各通）
内山　哲雄
瑞宝単光章を授ける（以上十一月三日）
関　孝市　山根　成之
瑞宝双光章を授ける（各通）
野村　文男
瑞宝単光章を授ける（以上十一月四日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

福田　久雄　福田　誠治　黒木　好
中村　梧郎　齋藤あや子　天田　芳雄
加納みよ子　山本　康二　木暮　哲哉

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

大田　芳子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

橋本堅太郎　長尾　和義　日比野　尚
平野比左志　三好　通弘　山本　佳英

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長岡今朝吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社新日本セキュリティ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年十一月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故田中茂遺族　田中　菊江

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成二十二年十一月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故田部貢遺族　田部　末子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける